

2次公募が開始されました！！

ものづくり・商業・サービス革新補助金

(以下、ものづくり補助金)

【公募期間】平成27年6月25日(木)～8月5日(水) ※当日消印有効

ものづくり補助金とは？

経営革新等支援機関と連携して、革新的な設備投資やサービス開発・試作品の開発をおこなう中小企業者等に対して補助金が支給される制度です。

(ものづくり補助金はサービス業などの業種も対象になりました)

ものづくり補助金の申請が採択された場合の「補助上限額」と「補助率」は下記の通りです

パターンA	革新的サービス
一般型	■ 補助上限額:1,000万円 ■ 補助率:2/3 ■ 設備投資が必要
コンパクト型	■ 補助上限額:700万円 ■ 補助率:2/3 ■ 設備投資不可

パターンB	ものづくり技術
	■ 補助上限額:1,000万円 ■ 補助率:2/3 ■ 設備投資が必要

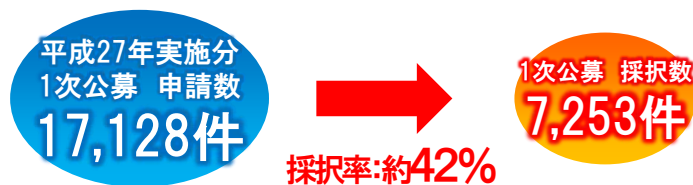
<補足事項>

上記以外に、複数企業が共同して申請をする【共同設備投資】がございます。
【共同設備投資】の申請については当事務所までお問い合わせください。

ものづくり補助金 1次公募の採択結果(全国分)

6月19日(金)、ものづくり補助金1次公募の採択結果が発表されました。

※1次公募は平成27年5月8日に申請受付終了 ※申請数 採択数は中小企業庁HPより参照



ものづくり補助金の申請をお考えの方は、お早めに当事務所までご相談ください。

ものづくり補助金の申請書作成には多くの時間を必要とします。公募締切直前のご相談になりますと、申請書作成が間に合わなくなってしまう場合がございます。補助金申請をお考えの方は、なるべくお早めに当事務所までご相談ください。よろしくお願いいたします。